

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第40号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年12月11日 10時00分ごろ	
発生場所	千葉県銚子市犬吠埼東南東方335海里付近 (概位 北緯33°46′ 東経147°13′)	
事故等調査の経過	平成22年3月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十八 <sup>かず</sup> 和丸、76.57トン 124803、個人所有 B 漁船 第十八 <sup>ますえい</sup> 増栄丸、19トン ME2-5739、増栄水産有限会社	
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士 漁ろう長B、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾擦過傷 B 船首部破損	
事故等の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、船長Aが単独当直につき、針路約290° 速力約8ノット（kn）で航行していた。また、B船は、船長B及び漁ろう長Bほか3人が乗り組み、漁ろう長Bが単独当直につき、約8knの速力で北北西進していた。 船長Aは、操舵室内の無線で他船と交信していたため、B船に気付かなかった。 漁ろう長Bは、平成21年12月11日09時40分ごろ、右舷正横にA船のレーダー映像を認め、しばらくA船のレーダー映像を見ていたが、本船に接近することはないだろうと思い、船橋を無人にして後部甲板に行って他の乗組員と共に投縄の準備作業を行った。 両船は、10時00分ごろ、北緯33°46′ 東経147°13′ 付近において、A船の左舷船尾部とB船の船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、視界 良好 海象：波高 約3m	
その他の事項	漁ろう長Bは、A船のレーダープロットングを行っていなかった。 船長Bは、後部甲板で投縄の準備作業を行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は西北西進中、B船は北北西進中、犬吠埼の東南東方沖において、両船が衝突したものと考えられる。

	<p>船長Aは、他船と無線で交信し、見張りを行っていなかったため、B船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>漁ろう長Bは、A船のレーダープロットングを行わず、A船はB船に接近しないだろうと思込み、後部甲板で投縄の準備作業を行い、見張りを行っていなかったため、A船が接近していることに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、犬吠埼の東南東方沖において、A船が西北西進中、B船が北北西進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>